

能登町ケーブルネットワーク民間移行事業
実施要領

令和 7 年 6 月

能登町総務課 D X 推進室

目 次

1 事業の概要	1
(1) 事業名	1
(2) 事業の目的	1
(3) 事業内容	1
(4) 民間移行に係る町負担金の上限額	1
(5) 事業者の選定方法	1
2 スケジュール	2
3 参加資格	2
4 失格事項	3
5 質問の受付及び回答	3
6 参加手続等	4
7 参加資格の決定及び通知	5
8 施設・設備の見学等	5
9 企画提案書等の提出	5
10 企画提案書の作成要領	6
11 審査等	6
12 優先交渉権者決定に関する特記事項	8
13 優先交渉権者選定後の契約の手続	8
14 その他	8
15 提案書等の提出・問合せ先	8

1 事業の概要

(1) 事業名

能登町ケーブルネットワーク民間移行事業

(2) 事業の目的

能登町ケーブルネットワークは、地上デジタル放送及び高速インターネット通信に対応し、町民生活の向上と福祉の増進を図ることとして事業を進めてきました。

しかし、近年著しく発展する情報通信技術への対応のほか、利用者のニーズや技術革新に対応した設備の高度化、設備の更新に伴う財政面の課題、将来的な人的リソース不足の懸念の課題など事業の継続性に課題を抱えている状況にあります。

このような課題に対し、国では、公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドラインにより、地方公共団体が保有する光ファイバケーブル及び関連設備の円滑な民間移行に向けての基本的考え方、協議の進め方等が示されています。

能登町（以下「町」といいます。）では、将来想定される様々な課題を解決するため、国が示すガイドラインに基づき、ケーブルネットワーク事業を将来にわたって安定したサービス提供ができる民間事業者に譲渡することを目的として能登町ケーブルネットワーク民間移行事業を実施するものです。

(3) 事業内容

能登町ケーブルネットワーク民間移行事業仕様書のとおり

(4) 民間移行に係る町負担金の上限額

3億円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、企画提案における提案事業者の総事業費のうち、町の経費負担規模を示すものである。

(5) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式による。

2 スケジュール

プロポーザルに関するスケジュールは、以下のとおりとする。

項目	日程	備考
公募の開始（公告）	令和 7 年 6 月 30 日（月）	HP 公開
質問の受付期限	令和 7 年 7 月 14 日（月）	11 時 00 分まで
質問への回答	令和 7 年 7 月 23 日（水）	電子メールにて通知
参加表明書等提出期限	令和 7 年 7 月 31 日（木）	16 時 00 分まで 郵送又は持参
参加資格審査の結果通知 企画提案書等の受付開始	令和 7 年 8 月 5 日（火）	
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 8 月 25 日（月）	郵送又は持参
審査 （プレゼンテーション）	令和 7 年 8 月 29 日（金）	
審査結果通知	令和 7 年 9 月上旬	電子メールにて通知
契約締結	概ね 3 か月以内	

※審査結果の通知後、事前協議を行った上で契約を締結する。

※公募に関する資料、様式等は、町ホームページからダウンロードすること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、能登町財務規則（平成 17 年能登町規則第 33 号）第 86 条第 2 項に規定する競争入札参加者名簿（物品・その他）に登録された者又は入札参加資格者名簿に未登録の者であって、下表の書類を提出することにより当該プロポーザルに参加することが認められた者とする。

登記事項全部証明書の原本又は写し（発行から 3 か月以内のもの）
過去 3 か月以内の納税証明書（その 3 の 3 「法人税」及び「消費税及び地方消費税について未納税額のない証明用」）
財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）の原本又は写し

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく申し立てがなされていない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 法人及びその役員が、能登町暴力団排除条例（平成 24 年能登町条例第 2 号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条による登録又は同法第 16 条第 1 項の規定による届出をした者であること。
- (6) 日本国内において、有線テレビジョン放送及び光高速インターネット接続サービス、光電話の提供実績があり、本事業にかかる情報通信基盤の設計・施工監理及び整備後の保守管理業務を一元的に遂行し、将来にわたってサービスを提供できる者であること。
- (7) 町が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき整備した施設・設備は、整備完了後 10 年以上使用できる者であること。
- (8) 町の地域課題を理解し、将来にわたり官民連携ができること。

4 失格事項

本業務において、次のいずれかに該当する場合は、対象から除外する。

- (1) 審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 参加申込書を提出後、提出期限内に企画提案書等の提出がない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載又は記載内容に齟齬があった場合
- (4) この要領に違反又は逸脱した場合
- (5) プレゼンテーション審査を欠席した場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、信義に反する行為等により選定委員会が失格であると認めた場合

5 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和 7 年 7 月 14 日（月）11 時 00 分まで
- (2) 質問方法 質問は、電子メールにより質問書（様式第 6 号）を電子メールにより行うこと。これ以外の方法による質問は受付しない。

件名は、「【質問】能登町ケーブルネットワーク民間移行事業プロポーザル」と明記すること。

メールアドレス digital▲town.noto.lg.jp

提出先：能登町総務課 DX 推進室

- (3) 質問に対する回答は、令和 7 年 7 月 23 日（水）までに電子メールにて行う。
また、参加表明書を提出した全ての者に通知すべき内容であると判断した場合は、質問内容及び回答を全ての者に電子メールにて送付する。

6 参加手続等

(1) 提出書類

ア 参加表明書兼誓約書（様式第 1 号）

イ 会社概要書（様式第 2 号）※パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること。

ウ 事業実績調書（様式第 3 号）

※業務実績を証明できる契約書等の写しを添付すること。

エ 登記事項全部証明書の原本又は写し（発行から 3 か月以内のもの）

オ 過去 3 か月以内の納税証明書（その 3 の 3 「法人税」及び「消費税及び地方消費税について未納税額のない証明用」）

カ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）の原本又は写し

※ただし、能登町競争入札参加者名簿に登録されている場合は、エ～カの手続きを省略することができる。

(2) 提出期限

令和 7 年 7 月 31 日（木）16 時 00 分まで

(3) 提出方法

提出書類 1 部を持参又は郵送により提出すること。

※持参する場合は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 4 時の間に持参すること。

(4) 提出先

能登町役場総務課 DX 推進室

(5) 辞退

参加申込書提出日以降に提案を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第 7 号）を郵送又は持参により提出すること。なお、辞退届提出後は、いかなる理由があっても本提案への再参加は認めない。

7 参加資格の決定及び通知

参加表明書等の内容を審査し、令和 7 年 8 月 5 日（火）までに参加表明書に記入があったメールアドレス宛に結果を通知する。なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を付して通知する。

8 施設・設備の見学等

参加資格の決定の通知があった者を対象として、譲渡を予定している施設、設備等の見学及び施設、設備等の書類を閲覧することができる（以下「見学等」といいます。）。見学等を希望する場合は、令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 3 時までに電子メールにて希望する日を申出すること。

- (1) 希望する日は、3 候補日を示すこと。
- (2) 見学等は、1 事業者 1 日を限度とする。
- (3) 見学者の上限は、3 名までとする。
- (4) 施設、設備の見学の際の質問は、現状確認のみとし、内容により参加資格決定者に公表する場合がある。

9 企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた事業者は、以下の書類を郵送又は持参により提出すること。また、企画提案書は、能登町ケーブルネットワーク民間移行事業仕様書により提案を求められる内容及び「10 企画提案書の作成要領」の内容に沿って作成すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式第 4 号）
- イ 光ブロードバンド整備行程計画書（任意様式）
- ウ サービス提供イメージ図
- エ 幹線ルート図（任意様式）
- オ 初期整備見積書（様式第 5 号）

※提出部数は、6 部（押印した正本 1 部、副本 5 部）とする。また、正本内容の PDF データについても提出すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 8 月 25 日（月）必着

(3) 提出先

能登町役場総務課 DX 推進室

10 企画提案書の作成要領

企画提案書の作成要領は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類の様式は、A4 版横・上綴じとする。また、必要に応じて A3 版の挿入も可とする
- (2) 企画提案書は 60 ページ以内とし、表紙、裏表紙、目次をつけ、表紙、裏表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること。なお、表紙、裏表紙、目次はページ数に含まないものとする。
- (3) 企画提案書の作成の順は、「11 審査等」の評価基準の項目に沿って作成すること。

11 審査等

選定委員会によるプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者を選定する。なお、当該プレゼンテーションは、非公開で行うものとする。

(1) 審査方法

提出書類に基づき、次の評価基準に基づき行うものとする。

評価項目	配点率	審査基準
適格性	6%	○事業目的を遂行するための組織体制が整っているか (1) 経営状況 (2) 事業推進体制 (3) 本事業への取組方針及び実施計画 (4) 提供サービス整備計画
優位性	32%	○仕様についての強みやメリットのある提案であるか (1) テレビ再放送、光ブロードバンドサービス提供実績及びサービスに対する信頼性・安定性等 (2) 災害時対応等のリスク管理 (3) 付加サービス及び拡張性等 (4) 課題解決策及び地域貢献策
実現性	12%	○長期的な視点から確実に実施されるか (1) 事業移行計画 (2) 長期的な観点からの初期費用及び維持管理計画の構築 (3) 自主放送番組の放送環境提供（チャンネルリース等）
担保性	10%	○契約内容等が確実に実施できる提案であるか (1) お客様相談窓口等の体制 (2) 保守・管理方法の企業体制

経済性	34%	○利用者及び町の負担は適正であるか (1) 初期整備費及び維持管理費（10 年間）における町負担金額の多寡及び根拠 (2) 整備事業費の適正 (3) 自主運営の展望 (4) 国等の補助金活用に対する協力
委員評価	6%	選定委員会委員それぞれの評価
計	100%	

(2) プレゼンテーション実施日

令和 7 年 8 月 29 日（金）

(3) 実施場所・時間

令和 7 年 8 月 26 日（火）までに、電子メールにて通知する。

(4) プレゼンテーションの順番

町が企画提案書を受理した順により実施する。

(5) 実施方法

1 事業者 4 名までとする。（事業責任者は必ず出席すること。オンラインでの出席は認めない。）

(6) 実施時間

1 事業者 90 分以内とする（プレゼンテーション 60 分、質疑応答 30 分）。

(7) プレゼンテーションの内容

- ・提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージ等について説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

(8) 注意事項

- ・提出以降の企画提案書などの追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出した企画提案書以外の資料は使用しないこと。
- ・プレゼンテーションに必要となるスクリーン、プロジェクターの機器類は、町で用意する。なお、HDMI ケーブルが接続できるパソコンその他の機材については、提案者で準備すること。
- ・提出書類は、審査等の必要上、複製し使用することができるものとする。

(9) 審査結果通知

審査結果については、令和 7 年 9 月上旬に全ての提案者に対し電子メールにて通知し、町ホームページに公表する。

(10) その他

プレゼンテーションに参加しなかった場合は、失格とする。

審査における経緯、内容及び結果等に対する異議や問合せには応じない。

12 優先交渉権者決定に関する特記事項

- (1) 事業者が 1 者の場合の取扱い
総合得点の 6 割以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。
- (2) 総合得点と同点の場合の取扱い
総合得点同数の場合は、選定委員による合議又は多数決により決定する。

13 優先交渉権者選定後の契約の手続

- (1) 企画提案書の内容を基に、町と優先交渉権者と詳細に協議の上、能登町財務規則（平成 17 年能登町規則第 33 号）に定める随意契約の手続に基づき、再度の見積書により契約書を取り交わす。
また、合意した最終内容について地方自治法第 96 条による議会の議決を要する事項がある場合は仮契約とし、議決後に本契約とする。
- (2) 契約書又は覚書の作成は、受託者が町と協議の上、作成する。
- (3) 事業者は、町の承諾を得ることなく本事業を第三者に委託してはならない。
- (4) 事業者は、事業の一部を委託する場合は、書面により委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。再委託の場合も同様とする。

14 その他

- ・本プロポーザルに関する事前説明会は、開催しない。また、当該プロポーザルに係る一切の費用は、事業者の負担とする。
- ・提出書類は、選定結果にかかわらず返却しない。
- ・優先交渉権者に決定された後であっても事業目的が達成できないことが確認できた場合は、契約を締結しない場合がある。それに伴う事業者が被る損害については、町は一切賠償しない。
- ・応募書類は、能登町情報公開条例（平成 17 年能登町条例第 10 号）の規定により公開する場合がある。

15 提案書等の提出・問合せ先

〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字 50 番地 1

総務課 DX 推進室

電話：0768-62-1000 FAX：0768-62-4506

電子メール：digital▲town.noto.lg.jp